# 現場環境改善工事試行要領

(目的)

第1条 建設業において女性の活躍の場を創出するため、女性就業者が働きやすい職場環境となるよう、男女ともに快適に使用できる仮設トイレ(以下、「快適トイレ」という。)を設置する工事を試行する。

#### (対象工事)

第2条 工期が6ヶ月程度以上の工事を対象とする。

## (入札公告等への明示)

第3条 発注者は、入札公告において、現場環境改善試行工事である旨を明示する。また、その仕様等について、特記仕様書に明示する。

## (経費の計上)

第4条 現場環境改善に関する経費は、別紙1「積算方法」に基づき変更契約で 計上する。

## 附則

この要領は、平成30年6月1日から適用する。

## 別紙1

## 1. (積算方法)

共通仮設費の営繕費において、仮設トイレの「運搬」、「設置」、「撤去」、「通常の維持管理」に関する費用などは率計上されていることから、賃料の差分のみ積上げにて計上する。具体的には、監督員は見積書等に記載された費用において、快適トイレの賃料と物価資料に記載されている一般的な仮設トイレの賃料の差分の費用を現場環境改善費として積上げて計上する。なお、差分費用の上限は45,000円/月・基とする。